

国際生物多様性の日／地域生物多様性増進法施行記念シンポジウム
ネイチャーポジティブ社会を九州の地から

～ネイチャーポジティブ・自然共生サイトを巡る 施策の最新動向～

2025年5月22日



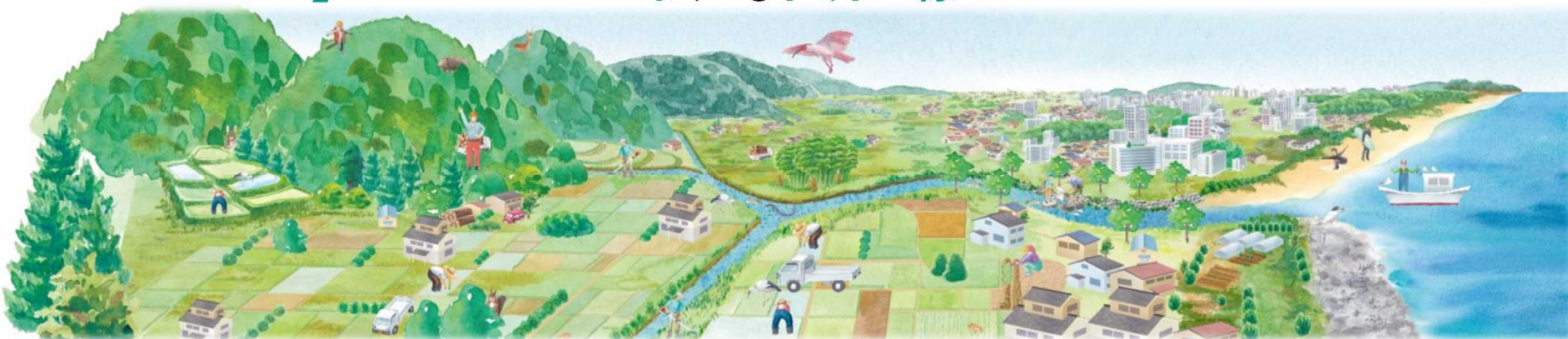
自然共生サイトに係る取組

30by30目標

サーティー バイ サーティー

30 by 30

- 2030年までに陸と海の**30%以上**を保全する
新たな**世界目標**



30by30が重要と指摘する国内外の研究報告

健全な生態系の回復、豊かな恵みを取り戻す

- 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の33.8%まで拡大が必要
- 日本の保護地域を30%まで効果的に拡大すると生物の絶滅リスクが3割減少する見込み など

日本は、現状、陸域の20.8%、海域の13.3%をカバー

<30by30目標達成のための主要施策>

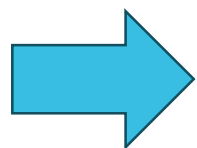
- 国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上
- 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (OECM) の設定・管理

30by30達成の様々な効果

- 気 候 変 動：緩和、適応に貢献
- 災害に強く恵み豊かな自然：
国土の安全保障の基盤
- 花粉媒介者：国内で年3300億円の実り
- 森林からの栄養塩等：
河川を通して海の生産性を向上
- 観光や交流人口の増加などの地域づくり

OECD

- Other Effective area-based Conservation Measures
- 保護地域以外で、**生物多様性保全に資する地域**のこと。



- 環境省では、令和5年度から「**自然共生サイト**」の認定を開始。
- 令和5年度184件、令和6年度144件

計328件大臣認定



<自然共生サイトの例>



自然共生サイト認定証授与式



(参考) 自然共生サイトの認定例 (森林)

北海道大学雨龍演習林
(北海道幌加内町・北海道大学)



- ・多様な森林植生からなる演習林 (24,953ha)
- ・イトウ、クマゲラ等の希少種の生息が確認

田島山業×みんなの森プロジェクト
(大分県日田市・田島山業)



- ・先祖代々継承している森林施業地で、CO2吸収、生物多様性保全、地域貢献等を目的に管理を実施

つなぐ森
(東京都奥多摩町・野村不動産HD)



- ・木材の地産地消と森林の機能回復を目指し、令和4年から町有林における森林管理を実施

奥びわ湖・山門水源の森
(滋賀県長浜市・引き継ぐ会)



- ・地域の団体が20年以上保全してきた里山・湿原
- ・自治体、地元企業の支援も得ながら活動を継続

(参考) 自然共生サイトの認定例 (都市の緑地)

大手町タワー
(東京都千代田区・東京建物)



- ・土地の成り立ち等に関する調査を踏まえ、地域性種苗、在来種を使用した「本物の森」を創出

東京ガーデンテラス紀尾井町光の森
(東京都千代田区・西武リアルティリレーションズ)



- ・多摩川水系での植生を考慮して敷地の約45%を緑化
- ・皇居等との生態系ネットワークの形成に貢献

富士通沼津工場
(静岡県沼津市・富士通)



- ・工場敷地 (約53 ha) の約80%を占める緑地
- ・自然林・茶畑等を維持し、地域イベントも実施

積水樹脂滋賀工場
(滋賀県竜王町・積水樹脂)



- ・工場敷地内の湿地を保全し、55種のトンボを確認
- ・従業員、家族によるモニタリング・観察会を実施

(参考) 自然共生サイトの認定例 (里地里山)

モビリティリゾートもてぎ
(栃木県茂木町・本田技研工業)



- ・ 里地里山の森林整備、棚田の再生等を実施
- ・ ゲンゴロウ、サシバ等の希少種も確認

下田の杜 (千葉県柏市)
(NPO法人下田の杜里山フォーラム)



- ・ 周辺が宅地化する中、土地所有者・市・住民等が連携し、里山環境・文化を保全、環境教育の場に

シャトー・メルシャン 梔子ヴィンヤード
(長野県上田市・麒麟HD)



- ・ 利用価値の低下した桑畑を借受け、生物多様性に配慮したブドウ畑として管理、地域産業を創出

八王子市長池公園
(東京都・NPO法人フージョウ長池)



- ・ 多摩丘陵の谷戸地形を都市公園として保全
- ・ 地域住民主体で里山を保全し、住民の憩いの場

(参考) 自然共生サイトの認定例 (沿岸域)

関西国際空港島 人工護岸 藻場サイト (大阪府泉佐野市及び泉南市・関西エアポート)



- ・ 空港島護岸に緩傾斜石積みを採用し、**藻場を創出**
- ・ **66種の海藻類、28種の魚介類**を確認

吉崎海岸自然共生サイト (三重県・四日市市及び地域NPO等)



- ・ **アカウミガメの産卵場**であり、**希少動植物**も確認
- ・ **地域住民を中心に保全され、参加者・企業は増加**

北九州市響灘ビオトープ (福岡県北九州市・北九州市)



- ・ 廃棄物埋立地で**生物に配慮して覆土** (H21完了)
- ・ **希少種を含む700種以降の生物**が生息・生育

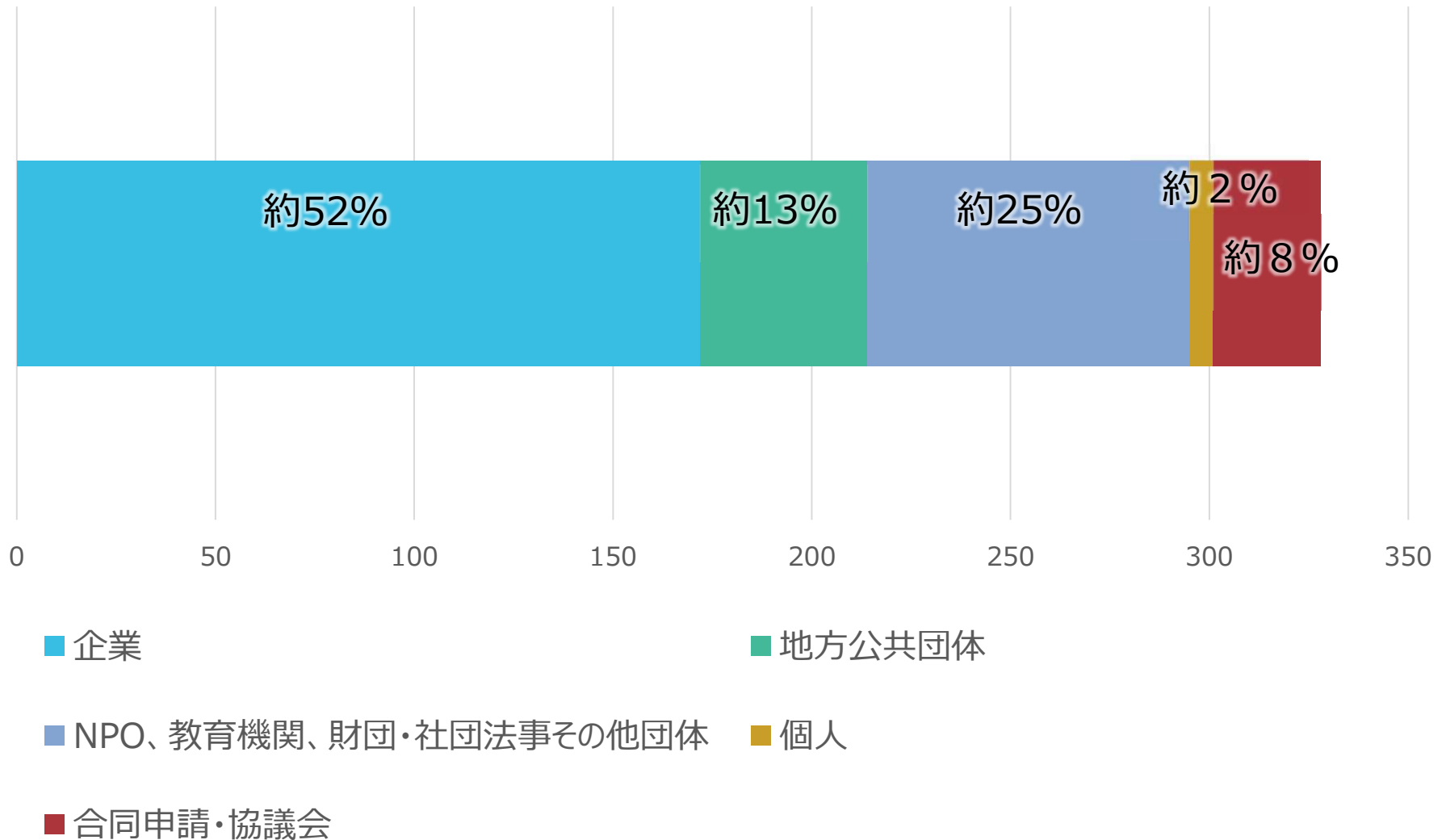
阪南セブンの海の森 (大阪府・セブンイレブン記念財団)



- ・ **財団、市、漁業者、地元小学校等が連携**
- ・ アマモ場の保全により、**魚介類の生息場**に

自然共生サイトの申請主体

➤ 企業からの申請が半数以上



自然共生サイト認定マークについて

- 自然共生サイト認定を受けると「自然共生サイト認定マーク」の使用が可能。活用状況の主な事例は以下のとおり。



看板への掲示例：サイト名：戸田建設筑波技術研究所（戸田建設株式会社）



冊子への掲示例：サイト名：知多半島グリーンベルト（NPO法人日本エコロジスト支援協会）
<https://ecoreco.net/backnumber/ecorecoaichi-vol-19/>



商品への掲示例：サイト名：細尾の棚田、池沼植物群落（今住悦昌）



ノベルティへの掲示例：サイト名：杉並区遅野井川親水施設（杉並区・遅野井川かつぱの会）

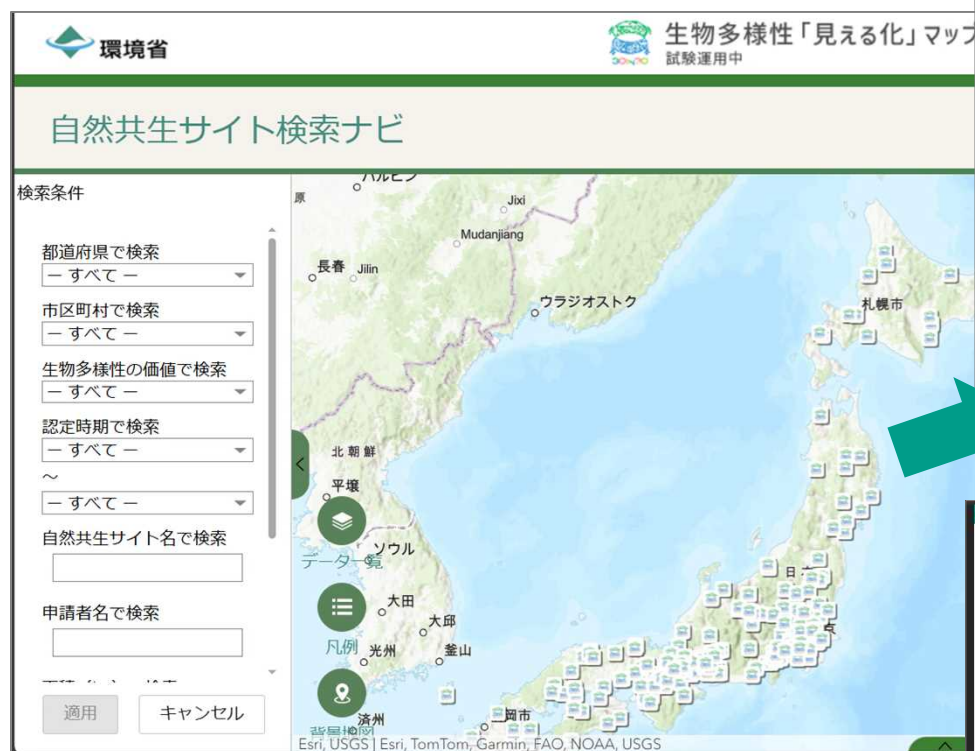
その他、WEBサイトで活用している事例多数

生物多様性「見える化」マップの開設

生物多様性「見える化」マップ（2025年4月から試行運用開始）において「自然共生サイト検索ナビ」が開設。

都道府県・市町村・認定時期・自然共生サイト名等から検索が可能。

個別サイトの区域図、概要の閲覧が可能。



<https://biodiversitymap.env.go.jp/portal/apps/experiencebuilder/experience/?id=700ed6b4d37c4fa1ab5775f68071a457&page=SC-2004>

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要 (令和6年法律第18号、地域生物多様性増進法)

ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる。

■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※¹の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※²の設定促進が必要。
- また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。

※1 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる

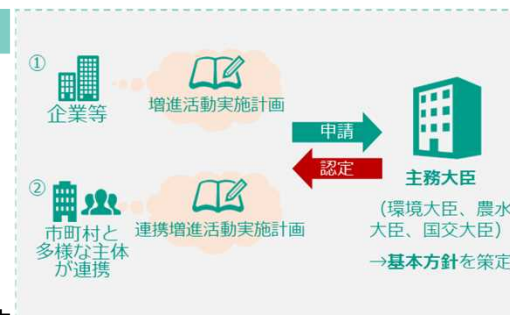
※2 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

（1）増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
- ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。



- ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。

（2）生物多様性維持協定

- ②の認定を受けた市町村は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

2. その他

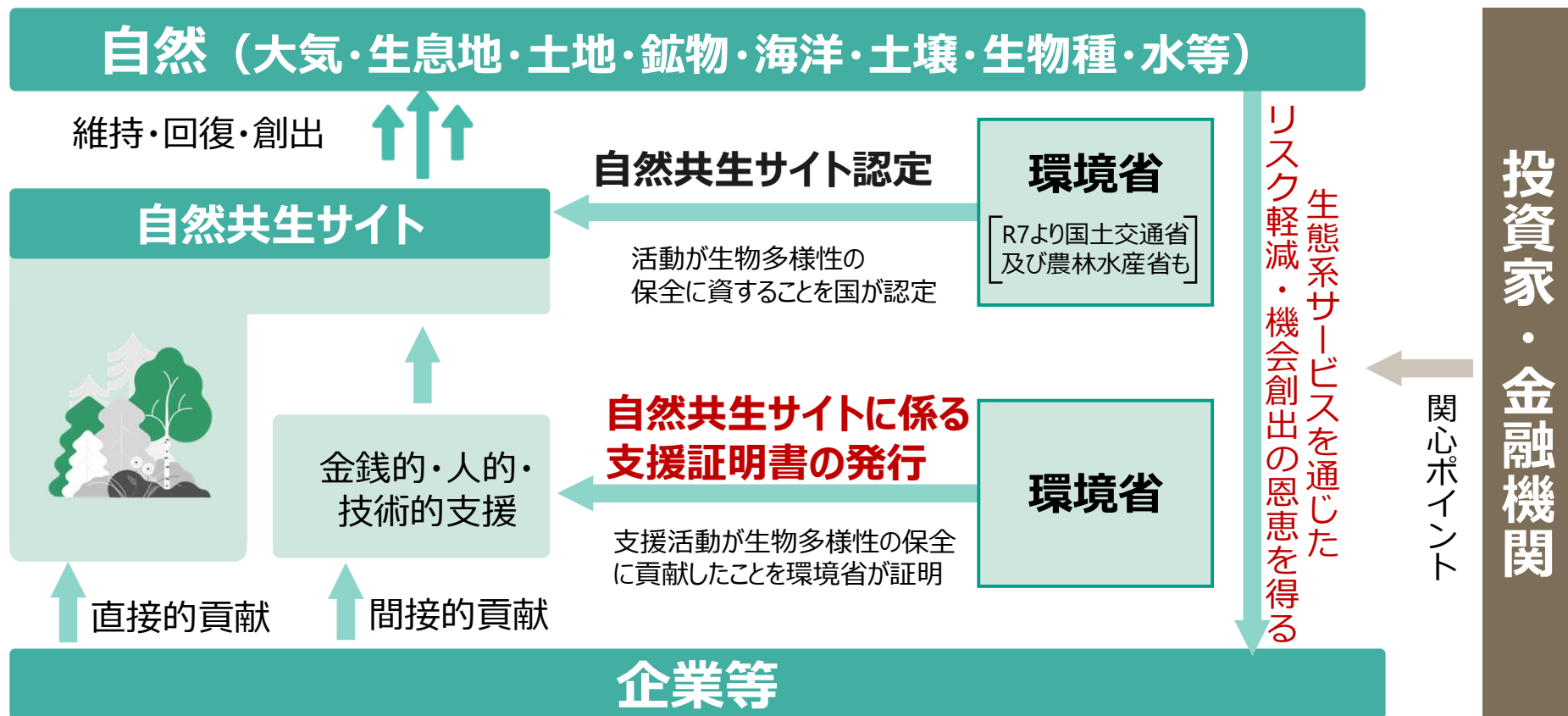
- （1）（独法）環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）
- （2）生物多様性地域連携促進法の廃止

<施行期日> 公布の日から起算して、1年を超えない範囲で政令で定める日

支援証明書制度について



- 自らが土地を有しない場合においても、自然共生サイトの質の維持・向上のために必要な支援をした際に「支援証明書」を発行する制度。
- TNFD等の情報開示への活用も念頭に制度設計を行い、令和6年度は試行運用を行った。令和7年度からは本格運用を開始。



補助金の活用（生物多様性保全推進支援事業）について



- ネイチャーポジティブ活動を促進するため、**生物多様性保全推進支援事業（交付金）**により、「**活動実施者**」や「**中間支援**」に対する**支援（活動経費の補助）**を実施。令和5年度より、地方公共団体が負担する額に企業版ふるさと納税を活用することが可能となった。更に、令和6年度より、自然共生サイトの保全再生を目的とする活動等への支援を可能とした。
- 令和7年度は、**地域生物多様性増進法の施行に合わせた新規メニューに改正**。

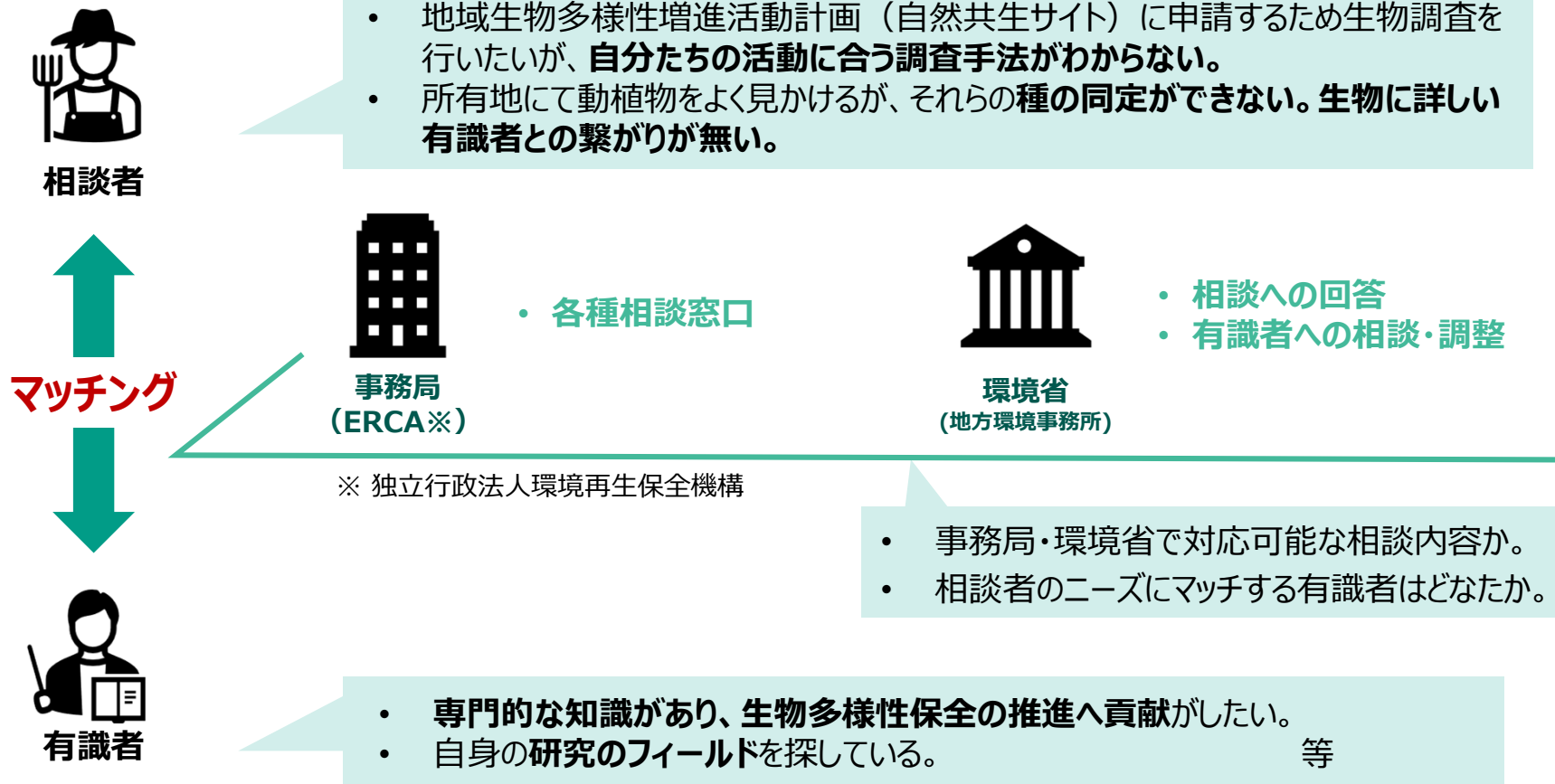
【参考】令和7年度交付対象事業イメージ（黄色：新設、赤字：変更）

対象事業	交付対象となる事業内容
生物多様性増進活動基盤整備	① 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成等の取組 ② 地域生物多様性増進活動支援センターの設置又は運営に係る体制構築並びに同センターが実施する取組
生物多様性増進活動実施強化	増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の計画区域又は自然共生サイトにおける管理手法の改善や生物調査等の活動内容の向上のための取組
重要生物多様性保護地域等保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、 自然再生事業実施計画区域内 における生息環境の保全再生（令和6年度までに採択された継続事業のうち、 自然共生サイト内における事業を含む ）
国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組
国内希少野生動植物種生息域内保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組
里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト、 生物多様性増進活動計画区域 等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動

有識者マッチング制度について

- 有識者マッチング制度とは、自然共生サイトの活動等について専門的助言を求める相談者（認定を目指す方や保全活動を行っている方）と、専門的な知識を持つ有識者を、マッチングする制度である。
- 相談者からの相談内容に応じて、事務局及び環境省において、適切な知見を持った有識者とのマッチングを促す。

有識者マッチング制度の概要



生物多様性のための30by30アライアンス

30by30をみんなで進めていくための有志連合

- 環境省を含めた産民官23団体をコアメンバーとする「**生物多様性のための30by30アライアンス**」を2022年4月に発足。企業、自治体、NPO法人等、計1032者が参加。

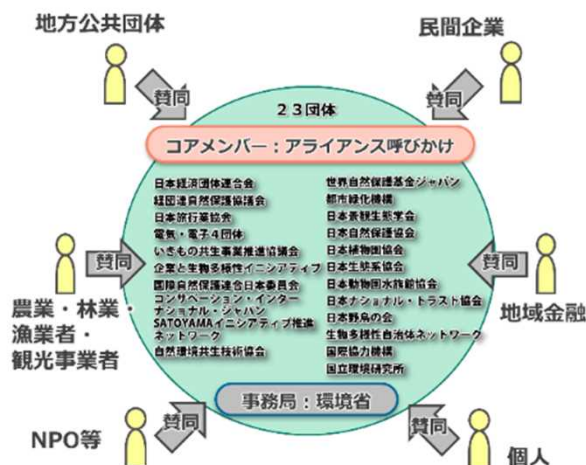
(2025年4月30日現在)

- 自らの所有地や所管地内のOECM登録や保護地域の拡大を目指す／そうした取組を応援するなど、30by30の実現に向けた行動をとる仲間たちの集まり。

(自治体：宮城県、新潟県、兵庫県豊岡市など)

(企業：トヨタ、イオン、パナソニックなど)

(NPO等：里山生物多様性プロジェクト、北海道大学など)



30by30アライアンスサイト

- ・参加者一覧を掲載
- ・自らの取組を掲載可能
- ・将来的にはマッチング機能も検討



30by30アライアンスロゴ

モチーフとしてカエルを採用し、その中に森や海といった自然やそこに住むいきもの、さらには都市や舟など人々の生業を配置。

カエルの体部分（上部）は森林など陸域をイメージした緑基調の和紙、顔の部分（下段）は、海や川など水域をイメージした青基調の和紙で表現。

ネイチャーポジティブ経済に係る取組

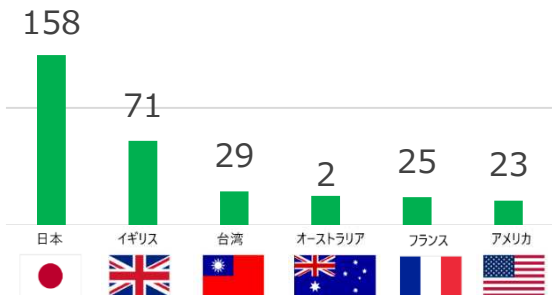
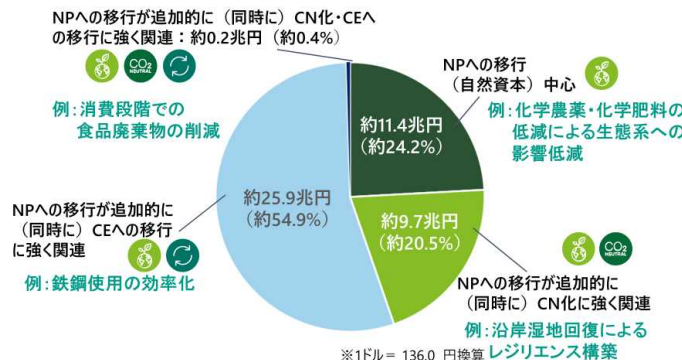
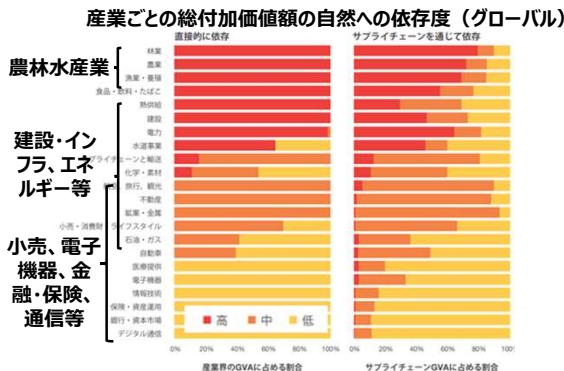
ネイチャーポジティブ領域におけるリスク低減・機会獲得

- ◆自然資本の劣化はビジネスリスクであると同時にネイチャーポジティブ(NP)領域のビジネス機会は日本にも存在。
- ◆TNFDによる自然関連の財務情報の開示要請、コモディティの流通に森林破壊フリー証明を求める流れ等、生物多様性・自然資本を巡り、国際ルール競争・クリーンな資源争奪が始まる中、対策を講じない企業はグローバルサプライチェーンから排除されかねない。
- ◆NPに企業が取り組むことは、中長期的な企業価値創造、ダウンサイドリスク低減につながる。
- ◆日本は、NP領域に強みがあり、日本の優れたNP取組に国内外の資金を呼び込む。

世界の総GDPの半分以上の経済活動が自然資本に依存、中長期グローバルリスクとして「生物多様性の喪失と生態系の崩壊」が2位に (WEF)

NP領域の2030年の日本のビジネス機会は、約11兆円
(資源循環、脱炭素とのシナジー領域含めると約47兆円)

TNFD開示にコミットする日本企業数は世界でトップ*



資料: TNFD Websiteより環境省作成

出所: World Economic Forum (2020) 自然関連リスクの増大と自然を取り巻く食料・エネルギーの需要と供給のバランス

ネイチャーポジティブ経済移行戦略

～自然資本に立脚した企業価値の創造～



- 生物多様性国家戦略・基本戦略 3「ネイチャーポジティブ経済の実現」を具体化。
- 企業にとって単なるコストアップではなく新しいビジネスチャンスでもあることを、3つのポイントで整理

令和6年3月
環境省
農林水産省
経済産業省
国土交通省

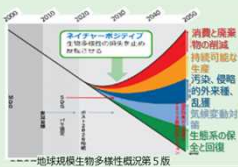
不適切な水資源利用や化学物質の放出等の結果、株価の下落等の財務的損失を被った企業も生じている（出所：When the Bee Stings (BloombergNEF2023)）

経済活動の自然資本への依存とその損失は、明確なリスク。社会経済活動を持続可能とするためネイチャーポジティブ経営（自然資本の保全の概念をマテリアリティとして位置づけた経営）への移行が必要。

①企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例

・事業活動上のリスク・機会を特定し、価値創造につなげるというプロセスを、企業既に気候変動などの分野で実践
→ここに自然資本も組み込み、TNFD等の情報開示を通じた資金を呼び込み、企業価値向上に結びつける

・脱炭素や資源循環、自然資本の活用等、様々な切り口からビジネス機会の創出が期待
→具体例と市場規模を提示



②ネイチャーポジティブ経営への移行に当たって企業が押えるべき要素

まずは足元の負荷の低減を

総体的な負荷削減に向けた一歩ずつの取組も奨励

損失スピードダウンの取組にも価値

消費者ニーズの創出・充足

地域価値の向上にも貢献

③国の施策によるバックアップ

（ネイチャーポジティブ経営への移行に伴う企業の価値創造プロセスと対応する国の施策）

- ・消費者の行動変容に関するマーケットにおける検証
- ・TNFD等開示支援
- ・データ活用・事例共有等による目標設定支援・互助・協業プラットフォームの創設
- ・補助先に最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化(クロスコンプライアンス等)
- ・DXの進展/科学的知見の充実/国際社会における適切な評価/消費者を含む取組機運醸成・維持

ネイチャーポジティブ経済実現

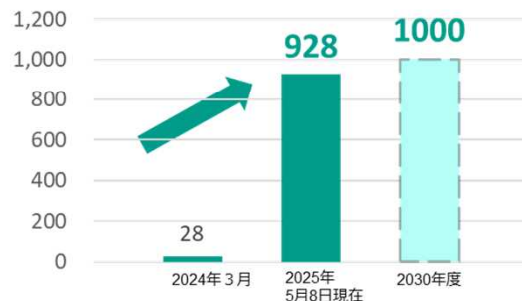
個々の企業がネイチャーポジティブ経営に移行し、バリューチェーンにおける負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化が図られ、そうした企業の取組を消費者や市場等が評価する社会へと変化することを通じ、自然への配慮や評価が組み込まれるとともに、行政や市民も含めた多様な主体による取組があいまって、**資金の流れの変革等**がなされた経済

ネイチャーポジティブ宣言の急伸

- J-GBFは、2023年10月13日より、企業、地方公共団体、NGO等を始めとする様々なステークホルダーに対し、「ネイチャーポジティブ宣言」の発出、登録の呼びかけを開始。
- 本宣言は、ネイチャーポジティブの実現に向けた第一歩として、様々なステークホルダーの活動を表明していただくもの。
- 登録された各団体の「ネイチャーポジティブ宣言」は、データベース化し、ネイチャーポジティブ宣言ポータルサイトに掲載。
- 経団連をはじめとするイニシアチブからの賛同が大きく、ネイチャーポジティブ宣言の宣言・賛同団体数はのべ**900超**団体となった。（2025年**5月**時点）
- 今後は、個々の主体による宣言を求めていくことも重要。

ネイチャーポジティブ宣言
の宣言・賛同団体数

ネイチャーポジティブ宣言の宣言・賛同団体数

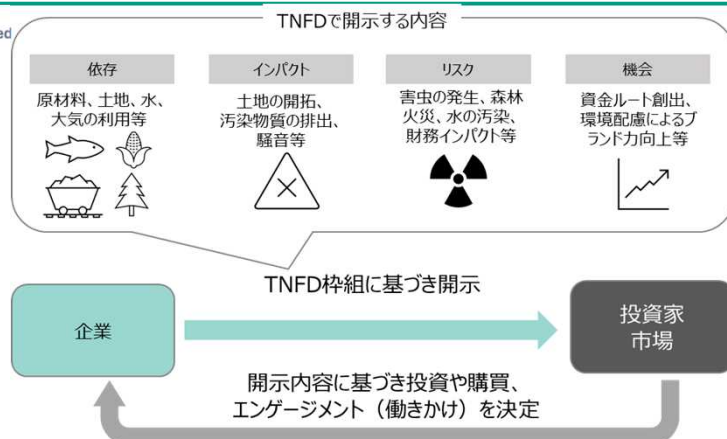


【ネイチャーポジティブ宣言発出状況】

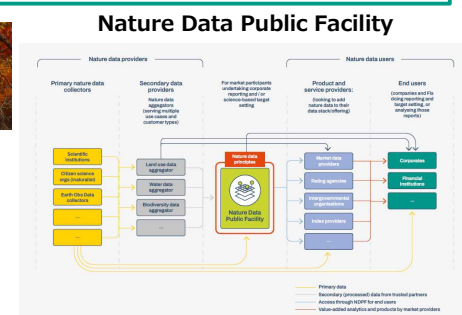
5/8時点

構成団体等	宣言数
自治体	23
企業	239
NGO・NPO、その他等	44
計	306
宣言への賛同を表明した企業・団体	622
合計	928

- 進展する自然関連課題について組織が報告し行動するためのリスク管理と開示の枠組みを開発し、提供するため、国際的なイニシアティブ、“TNFD”が、2021年に発足。2023年9月TNFD最終提言v1.0が発行。
- ビジネスによる自然関連課題（依存、インパクト、リスク、機会）と、それに対する企業の対応についてTCFDと整合した4つの柱（ガバナンス、戦略、リスクとインパクトの管理、測定指標とターゲット）の開示を推奨。
- 環境省は、TNFDに2年間で約50万ドル相当の拠出（直接・間接支援の合算）を決定し、2024年10月公表。TNFDとの共同研究を実施し、データファシリティ開発などに参画しつつ、連携を進める
- IFRS財団と、TNFDの推奨事項を国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)のベースラインに活用することに焦点を当てた覚書（MoU）に署名、協働していく旨を、2025年4月9日に公表



COP16におけるG7ANPEサイドイベントで、本拠出を発表



自然関連データバリューチェーンを強化するため、オープンアクセスのネイチャーデータファシリティの開発に向けたパイロットテストを2025年に実施。気候変動COP30までに提言を取りまとめる予定。

ネイチャーファイナンス

- ネイチャーファイナンス（Nature Finance）とは「**2030年までに自然喪失を食い止め、反転させるというNP目標に貢献し、昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施を支援するファイナンス**」（世界銀行）。NPファイナンス（Nature Positive Finance）、ネイチャー主流化ファイナンス（Nature Mainstreaming Finance）に大別される。
- 企業のNPE移行には「資金の流れの変革」が不可欠となるため、**ネイチャーファイナンスの拡大・質の向上を図っていく**

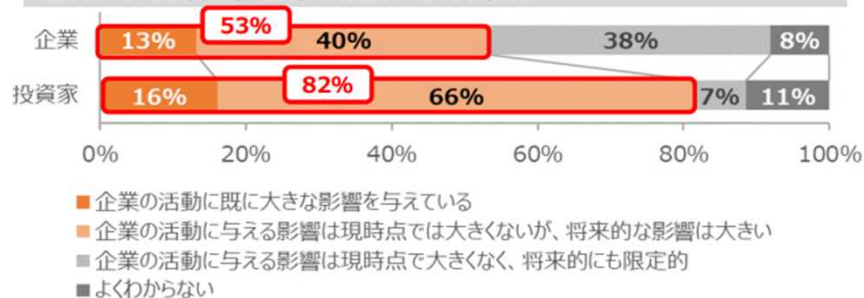
分類	定義
ネイチャーファイナンス	- 以下の1つ以上を通じて、2030年までに自然喪失を食い止め、反転させるというNP目標に貢献し、昆明・モントリオール生物多様性枠組の実現を支援するファイナンス a. 生物多様性又は生態系サービスの回復と保全 b. 生物多様性又は生態系サービスの損失の直接的要因の低減 c. NbSの各経済セクターへの統合 d. (a)から(c)を可能にする政策、ツール、その他のセクター別手段の設計と実施 
NPファイナンス (Nature Positive Finance)	- 生物多様性又は生態系サービスに対して、BAUと比較して測定可能なポジティブな結果をもたらすと期待されるファイナンス。下記a-d全ての要件を満たす必要がある。 a. 自然損失の直接的な要因を悪化させるような、重大な環境リスクや悪影響をもたらさない b. 自然生息地や重要生息地の転換リスクをもたらさない c. 絶滅危惧種に悪影響を及ぼすリスクをもたらさない d. 生物多様性又は生態系サービスに正の結果をもたらす、測定可能な指標を伴う明確な因果経路がある
ネイチャー主流化ファイナンス (Nature Mainstreaming Finance)	要件a-dを満たさないもののネイチャーファイナンスの定義に沿う場合は、ネイチャー主流化ファイナンスに分類化する NP目標を達成するための活動に向けた、「より広範な経済的移行」を可能にすると期待されるファイナンス

出所：世界銀行グループ「[NOTE ON NATURE FINANCE TRACKING METHODOLOGY](#)」

機関投資家の目線（生保協会アンケート）

- 企業の53%、投資家の82%が、現時点または将来的に生物多様性・自然資本のテーマが企業活動に与える影響は大きいと考えている。（図1）
- 投資家の約6割が「リスク・機会の分析」「方針・戦略の策定・開示」を企業が実行すべき取組として重視する一方、既に実行している企業の割合は約4割に留まる。（図2）

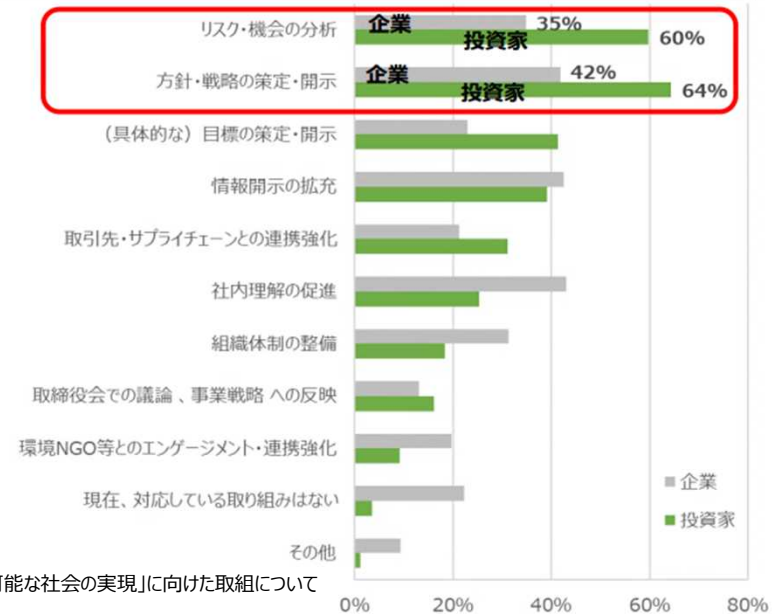
（図1）【企業／投資家向け】生物多様性・自然資本のテーマが自社の活動に与える影響／企業の活動に与える影響



スチュワードシップ活動WG参加各社は取組・態勢の強化を実施・検討

取組事例		2023年度【20社】	2024年度【21社】
取組態勢	資産運用方針において“責任投融資”を明記	13社	13社
	投資ポートフォリオ・ネットゼロ目標の開示	15社	16社
	投資ポートフォリオ・GHG削減中間目標の開示	15社	15社
	投資ポートフォリオ・気候変動に関する定量分析の実施	13社	13社
生物多様性・自然資本対応	TNFD提言への賛同	—	10社
	TNFD提言に沿った情報開示	—	8社

（図2）【企業／投資家向け】（複数）生物多様性・自然資本の保全・対応に向けて既に実行している取組／企業が実行すべき取組



（出典）生命保険協会提言レポート（2025年4月18日公表）生命保険会社の資産運用を通じた「株式市場の活性化」と「持続可能な社会の実現」に向けた取組について
 ※企業（上場企業 1,200 社）および投資家（生命保険会社等の機関投資家 170 社）に対しアンケートを実施して作成

今後のネイチャーポジティブ経済に係る取組

◆ネイチャーポジティブ経済移行戦略（2024年3月）に基づいて2025年度早期に取りまとめ予定のロードマップ（2025-2030年）では、NPな経済・社会への転換に向けて、**自然資本保全の取組を企業の価値向上**に結び付けるべく、以下の3視点で今後の施策を整理予定

視点1

NPな地域づくりで企業と地域の価値向上

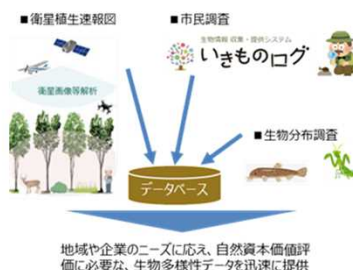
- ① 地域生物多様性増進法に基づく「自然共生サイト」の認定促進等を通じて、地域の生物多様性・自然資本の価値向上を図り、地方創生
- ② 自然資本の提供側・消費側が参画した広範な関係者間で、自然資本を活用した経済的価値を地域内で創出・分配する、面的にNPな地域づくりを実践する先行事例創出



視点2

NP経営実践拡大・深化に向けた自然資本価値可視化、情報開示促進

- ① 生物多様性価値評価・取引制度の検討開始予定
- ② 生物多様性・自然資本の価値の見える化に必要な自然情報に関するデータ基盤の充実
- ③ 自然関連財務開示の支援、調達・投融資等におけるNP配慮指針（仮称）の検討等を通じたネイチャーファイナンスの拡大

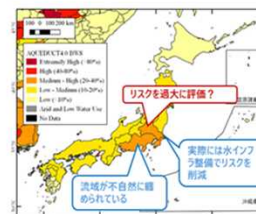


視点3

自然関連領域の国際ルールメイキング、国際競争力強化

- ① 自然資本の価値づけに関するルールメイキングに資する技術（ネイチャーフットプリント、地球観測衛星や環境DNAを活用したモデリング技術）の国際標準化
- ② 国際的なデファクトモデルにより我が国がネガティブな評価を被る分野（水ストレス等）への新たなモデルの開発・標準化

WRI AQUEDUCT 4.0
(日本の水リスクが過大評価)



日本から提案する指標
(水インフラを勘案した評価)

